



◆ 令和7年(確定値)及び令和8年(5月末)の労働災害発生状況 ◆

号別	業種別	秋田労働局 (県内)				秋田署管内				秋田労働局 (県内)				秋田署管内			
		令和7年 (確定値)		令和7年 (確定値)		令和7年 1月~5月		令和8年 1月~5月		前年増減		令和7年 1月~5月		令和8年 1月~5月		前年増減	
		死亡	休業4 日以上	死亡	休業4 日以上	死亡	休業4 日以上	死亡	休業4 日以上	件数	百分率	死亡	休業4 日以上	死亡	休業4 日以上	件数	百分率
	全業種合計	13	1,209	5	456	5	449	3	488	39	8.7%	3	164	0	189	25	15.2%
	うち新型コロナを除く	13	1,108	5	416	5	418	3	462	44	10.5%	3	156		188	32	20.5%
	うち新型コロナによる		101		40		31		26	-5	-16.1%		8		1	-7	-87.5%
1	製造業	1	185		52		76	1	83	7	9.2%		17		23	6	35.3%
2	鉱業 (鉱安法適用を除く)		2		1					0	#DIV/0!					0	#DIV/0!
3	建設業	5	197	4	69	3	76	2	71	-5	-6.6%	3	31	0	28	-3	-9.7%
	土木工事業	4	74	3	20	3	32	2	26	-6	-18.8%	3	9		8	-1	-11.1%
	建築工事業	1	91	1	36		29		33	4	13.8%		13		13	0	0.0%
	鉄骨・鉄筋家屋建築		15		7		6		7	1	16.7%		3		2	-1	-33.3%
	木造家屋建築	1	45	1	13		12		15	3	25.0%		4		7	3	75.0%
	その他の建設業		32		13		15		12	-3	-20.0%		9		7	-2	-22.2%
4	運輸交通業	3	93		53		32		33	1	3.1%		19		15	-4	-21.1%
5	貨物取扱業		2		2		3		1	-2	-66.7%		3		1	-2	-66.7%
6-2	林業	1	26		5		10		15	5	50.0%		2		4	2	100.0%
8	商業	2	196		84	2	80		93	13	16.3%		31		42	11	35.5%
13	保健衛生業		271		99		91		88	-3	-3.3%		29		27	-2	-6.9%
14	接客娯楽業		67		29		20		24	4	20.0%		10		10	0	0.0%
15	清掃・と畜業		62		33		29		28	-1	-3.4%		13		15	2	15.4%
	上記以外の事業	1	108	1	29		32		52	20	62.5%		9		24	15	166.7%

◆ 秋田署管内の建設業における労働災害発生件数・事故の型別の状況 ◆

令和8年5月末現在における休業4日以上(新型コロナウイルス感染症を除く。)の労働災害発生件数は28件となり、前年同期に比較して3件減少しておりますが、建設業を中分類で見ると木造家屋建築においては3件増加しています。事故の型で見ると、「墜落・転落」災害が8件(28.6%)と最も多く、次いで「はさまれ・巻き込まれ」災害が5件(17.9%)、「切れ・こすれ」災害が4件(14.3%)と続いています。「墜落・転落」災害や「はさまれ・巻き込まれ」災害等を防止するため、あらためて高所作業箇所等からの墜落防止対策、機械等への「はさまれ・巻き込まれ」災害防止対策の周知徹底をお願いします。

◆ 第99回全国安全週間 ◆

全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の促進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

今年のスローガンは、「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」です。

7月1日(水)から7日(火)までを「全国安全週間」、6月1日(月)から30日(火)までをその準備期間として、各職場における巡視やスローガンの掲示など、労使一丸となった取組をお願いします。

実施事項(一部抜粋)

- 安全衛生活動の推進
 - 安全衛生管理体制の確立
 - 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - 自主的な安全衛生活動の促進
 - リスクアセスメントの実施
 - その他の取組

上記のほか、業種の特性に応じた労働災害防止対策や業種横断的な労働災害防止対策の推進をお願いします。



◆ エイジフレンドリー補助金の申請受付開始 ◆

令和8年度補助金の申請受付を開始しています。本年度の補助金は、高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導など経費の一部を補助するもので、高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。補助金申請受付期間は、令和8年5月20日から令和8年10月31日までです。ただし、専門家総合対策コースの第1段階の申請期限は8月31日(月)までとなっています。【注意】予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付を終了することがあります。

対象となる中小企業事業者

- 次のいずれも満たす中小企業事業者であること。
- 1年以上事業を実施していること。
 - 役員を除き、自社の労災保険適用の高齢労働者(60歳以上)が常時1名以上就労していること。

選べる補助金コース

1. 専門家総合対策コース
2. 熱中症対策コース
3. コラボヘルスコース

労働者50人未満の事業者も

ストレスチェック

が義務になります！

令和10年
4月1日
スタート

ストレスチェックって何ですか？

事業者による職場のメンタルヘルス対策の取組です。労働者にストレスの状況についての検査(ストレスチェック)を実施し、**本人のストレスへの気付き・セルフケアを促す**とともに、検査結果の集団ごとの集計・分析を通じて、**職場のストレス要因の改善**につなげることで、メンタルヘルス不調の未然防止を図る仕組みです。

ストレスチェック制度に取り組む意義

労働者のメンタルヘルス不調の未然防止が重要です。ひとたびメンタルヘルス不調にさせると、その病休期間は平均で約3か月、復帰後に再び病休になる割合も約半数と、特に小規模事業場にとっては、**大きな人材の損失**となるほか、**経営上のリスク**につながってしまいます。

また、ストレスチェック制度をはじめとした職場のメンタルヘルス対策に取り組むことで、働きやすい職場の実現を通じて、**生産性の向上や人材の確保・定着、企業価値の向上**といった持続的な経営につながります。特に、人材不足が課題となっている小規模事業場においてメリットも大きいと思います。

こうした視点も踏まえて、事業者は、**職場のメンタルヘルス対策を経営課題として位置付け**、ストレスチェック制度にしっかり取り組んでいくことが重要です。



小規模事業場向けマニュアルに沿って、ストレスチェック制度を始めましょう

厚労省の「**小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル**」は、50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法を示したマニュアルです。(令和8年2月公表)

まずは、厚労省ホームページをチェックしましょう。

※**マニュアルの概要版(スタートガイド)**もあります。



厚労省HP
(ストレスチェック)

専門スタッフの支援

厚労省が設置する都道府県の**産業保健総合支援センター**では、メンタルヘルス対策の専門スタッフ(社労士、心理職、保健師等)による研修、相談、**事業場への訪問による制度導入支援**等の支援メニューが無料で受けられます。



都道府県
さんぽセンター



サポートダイヤル

ストレスチェック制度サポートダイヤルでは、ストレスチェック制度の導入・実施についてのご相談に専門スタッフがお答えします。

電話番号:(全国統一ナビダイヤル)

0570-031050

受付時間:平日10:00~17:00
(土日祝日、年末年始は除く)

※運営は厚労省所管の
独立行政法人労働者健康安全機構

「こころの耳」

厚労省が運営するメンタルヘルスポータルサイト「**こころの耳**」では、ストレスチェック制度の実施に役立つ情報(メンタルヘルス対策の学習動画や、**中小企業における取組事例**など)を広く掲載しています。



ポータルサイト
「こころの耳」

